

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
指定認知症対応型共同生活介護事業所
グループホーム 向日葵倶楽部 西ユニット運営規程（新）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 和歌山ひまわり会が開設する社会福祉法人 和歌山ひまわり会指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム 向日葵倶楽部 西ユニット（以下「事業所」という）が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業・指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要支援・要介護状態にある認知症高齢者に対して適正な指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 事業者は、要支援・要介護状態であって認知症の状態（当該認知症に伴って著しい精神症状や著しい行動異常がある者、急性期状態にある者を除く）に対して、共同生活住居（法第七条第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるとともに関係市町村とも連携を図り、総合的サービスの提供に努める。
- 3 その他運営については、「指定居宅サービス事業の人員・設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令37号）（改正平成17年厚労令104・厚労令139）」を遵守する。

（名称及び所在地）

第3条 名称及び所在地

- (1) 名称 グループホーム 向日葵倶楽部 西ユニット
- (2) 所在地 和歌山県有田郡広川町南金屋 663-1 番地、662-1 番地

（従業員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行うとともに、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護を提供する。
- (2) 計画作成者 1名

計画作成者は、当該共同生活住居内で提供するサービスは元より、住居外においても他の居宅サービス等を行う者と連携して、当該計画に基づいて介護計画を作成し実施するとともに、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

- (3) 介護職員 日中時間帯：利用者3名に1名以上
夜勤時間帯：1名

従業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護は、要支援・要介護者であって、認知症の状態にある者を対象に共同生活をおくる住居を準備し、利用者3人に1人以上の介護職員を配置（夜間は夜勤者）し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

(利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の法定代理受領サービスであるときは、原則として負担割合証に記載されている負担割合の額とする。

2 施設利用料として、次の額を徴収する。

家賃	33,000円	食材料費	30,000円
日常生活費[光熱水費]	12,000円	共益費	3,000円

冬期間（11月から3月まで）夏期間（6月から8月まで）は月額1,500円の加算額を徴収する。

おむつ費	実費	美整容代	別途利用者負担
------	----	------	---------

3 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

4 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものにかぎり徴収する。

(利用者の定員)

第7条 利用者の定員は、9人とする。（全個室9室・1ユニット）

(入居にあたっての留意事項)

第8条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき認知症状態であることを確認する。

2 入居者が入院治療を要する場合は、病院または診療所を紹介する。

3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を

除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

- 4 看取り介護については、利用契約時において利用者及び利用者の家族との話し合いを重視しその意思を尊重します。看取り介護実施においては、医師及び医療機関との連携を図り、医師の指示の元、管理者を中心に他職種協働体制のもとで利用者及び利用者の家族の尊厳を支える看取りに努めるものとする。

(身体拘束の制限)

第9条 事業所は、入居者本人又は他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、あらかじめ入居者本人又はその家族に対してその内容等を詳細に説明して同意を得たうえ、その実態及び時間、その際の入居者の身体の状態並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。

(秘密の保持)

第10条 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情の処理)

第11条 利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者の配置、事実関係の実施、改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (2) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度に止める為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (5) 防火管理者は、従業者に対して防火訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - ② 利用者を含め総合訓練　・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底　・・・・・・・・・・随時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制をとる。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理・感染症対策)

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (5) 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- (6) その他関係通知の遵守、徹底に努めるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに関係機関と綿密な連携を保つものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 16 条 パワーハラスメント指針を整備し、施設におけるハラスメント対策の推進を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第 17 条 従業員の質的向上を図るための研修を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修、採用後 3 ヶ月以内研修、経験に応じた研修を随時、受講する。
- (2) 交通事故を考えて、職員全員が交通災害保険に加入する。
- (3) この規程に定める事項以外、必要な事項については社会福祉法人 和歌山ひまわり会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則) この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 元年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。